



水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法に基づく 事業再編計画の認可申請に関する意見

特措法に基づく貴社の事業再編に関しましては、「将来にわたって補償はなされるのだろうか」、「水俣から撤退するのではないか」など、認定患者の方々をはじめ地元の多くの方々に関心を持ち、不安を抱いておられる状況です。

つきましては、今後の事業再編計画の認可申請等にあたり、下記のとおり、意見を申し上げます。

記

1 (事業再編計画の内容について)

(1) 事業再編後も、現在の認定患者の方は勿論のこと、新たに個別補償協定を締結した方や、新たに裁判による損害賠償が確定した方も含めて、その補償については、持株会社の責任において事業会社の収益から最優先で確保することを事業再編計画に明示し、その旨を公表していただきたい。

(2) これまでの水俣病問題の長い歴史や、一刻も早い救済を待ち望んでいる被害者の心情を踏まえると、救済よりも事業再編が進捗しているという思いを被害者の方々に抱かせることは好ましくないと考えます。このことから、事業再編計画の実施に理解が得られるよう、今後とも特措法による救済、和解による救済について、国、県とともに全力を尽くしていただきたい。

2 (地元への説明について)

(1) 認定患者の方々の将来の補償への不安解消のため、事業再編後の補償財源の確保について丁寧に説明していただきたい。また、水俣病問題の解決に向け、地域の振興や雇用確保について、会長が表明されたとおり水俣から撤退することなく、事業再編後も事業会社を含めた企業全体で責任を果たしていくことを計画中で明らかにするとともに、策定した計画を地元丁寧に説明していただきたい。

(2) 認可後の事業再編計画の実施にあたっては、その進捗状況について地元丁寧に説明していただきたい。

3 (今後の企業姿勢について)

(1) 胎児性患者をはじめとした認定患者の方々の生活支援事業について、県・市町と連携し、これまで以上に積極的に取り組んでいただきたい。

(2) 水俣・芦北地域振興について、県が地元市町とともに策定した「第五次水俣・芦北地域振興計画」の実現に向け、積極的に貢献していただきたい。

平成22年11月4日

チッソ株式会社

代表取締役会長 後藤 舜吉 様

熊本県知事 蒲島 郁夫

